

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（245）
2. 日時：令和3年10月18日 13時30分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全管理調査官、江崎企画調査官、植木主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、三浦主任安全審査官、
皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、伊藤安全審査官、
土居安全審査専門職、服部安全審査専門職、谷口技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
堀野技術参与※

東北電力株式会社：

原子力本部 土木建築部 部長、他2名

原子力本部 土木建築部 部長、他25名※

5. 要旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「ブローアウトパネル関連設備」、「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ」等について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<ブローアウトパネル関連設備の設計方針>

○原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置における現場操作のための足場について、申請書上の位置付けを整理して説明すること。

<地震応答に影響を及ぼす不確かさ要因の整理>

○地震応答に影響を及ぼす不確かさ要因の整理について、個々の項目の申請上の位置付けに至るまでの基本的な考え方を整理して説明すること。

- （3）東北電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年10月6日

第36回原子力規制委員会配付資料1)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(ブローアウトパネル関連設備)(O2-他-F-01-0038__改9)
- (2) VI-1-1-6-別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針(O2-E-B-01-0014__改7)
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-6-別添4 ブローアウトパネル関連設備の設計方針)(O2-E-B-01-0015__改7)
- (4) 補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針(O2-補-E-01-0200-16__改7)
- (5) VI-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針(O2-E-B-19-0012__改5)
- (6) 補足-600-5 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について(O2-補-E-19-0600-5__改8)
- (7) VI-2-12-1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果(O2-E-B-19-0124__改7)
- (8) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針)(O2-他-F-19-0004__改47)
- (9) VI-2-11-2-7 中央制御室天井照明の耐震性についての計算書(O2-E-B-19-0055__改3)(令和3年10月14日提出資料)
- (10) VI-2-11-2-11 原子炉ウエルカバーの耐震性についての計算書(O2-E-B-19-0128__改2)(令和3年9月16日提出資料)
- (11) 補足-600-40-34 原子炉ウエルカバーの耐震性についての計算書に関する補足説明資料(O2-補-E-19-0600-40-34__改3)(令和3年10月14日提出資料)
- (12) 地震応答に影響を及ぼす不確かさ要因の整理(O2-他-F-19-0057__改1)(令和3年10月15日提出資料)
- (13) 補足-620-3【原子炉建屋の地震応答計算書に関する補足説明資料】(O2-補-E-19-0620-3__改11)(令和3年10月15日提出資料)

以上